

新耐震基準の木造住宅を耐震改修した場合の
固定資産税・都市計画税の減免の証明者の皆様へ



新耐震基準木造住宅耐震改修証明書について

23区内で一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合に受けられる都税の減免制度があります。減免を受けるには、**新耐震基準木造住宅耐震改修証明書**が必要となります。

<証明書の発行者>

建築士と、住宅が所在する区の区長が発行できます。

※建築士の場合、必ずしも耐震改修を行った方である必要はなく、建築士事務所に登録している建築士の方であれば発行可能です。
(その場合、設計図書や実地調査等に基づき証明を行ってください。)

<証明書発行にあたっての留意事項>

下記の書類で、改修を行った住宅が減免要件を満たしていることを確認し、証明書を発行してください。

- ・申請家屋の登記事項証明書等
- ・工事請負契約書等
- ・設計図書等
- ・補助金交付額決定通知書等（補助金等を受ける場合）

本証明書の対象は、昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された家屋です。昭和57年1月1日以前からある家屋については、必要な手続き・書類が異なります。

※詳細は[東京都耐震ポータルサイト](#)をご覧ください。